

第 1 1 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 3 0 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	1 宮崎委員
推進委員	建山推進委員、大藤推進委員、岡田推進委員、原 潤子推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 5 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 6 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 6 1 号 農用地利用集積計画の決定について 報告第 1 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 報告第 1 7 号 農地法第 4 条の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第11回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番石本委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、1番 宮崎委員です。 宮崎委員には私に代わって、本日と明日の2日間、全国農業委員会会長大会に出席してもらっています。 それでは、日程第1、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は畑、面積は555㎡です。 申請の事由は、有機農業を実践することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、大豆、麦、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約200m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,897㎡です。 申請の事由は、経営規模を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北へ約600m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に３番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の１ページ、参考資料の３ページをご覧ください。 ３番の申請地は、東野町〇〇の１筆、地目は畑、面積は304 m ² です。 申請の事由は、生前贈与することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、一般野菜及びいちじく、柿等を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北西へ約450m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に４番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の１ページ、参考資料の４ページをご覧ください。 ４番の申請地は、西野町〇〇の１筆、地目は田、面積は896 m ² です。 申請の事由は、経営規模を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、水稻を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は、湯坂集会所から南東へ約100m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、日程第2、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計4筆、地目はいずれも田、面積は計1,681㎡です。 河川災害復旧工事に関する資機材置場の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和6年6月30日まで一時転用するものです。一時転用終了後は農地に復旧します。 当該農地は、農振農用地ですが、工事期間中に一時的に資機材置場の用途で使用するものであり、河川災害復旧工事の資機材置場として適地であると認められ、一時転用終了後には農地に復旧されることから農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する農振農用地の不許可の例外に該当します。 また、本総会で許可をいただいた場合には、農振農用地であるため、令和5年12月18日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。なお、一時転用の場合、農振除外の手続きは不要となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山委員	申請地は、田万里地域交流センターから北西へ約1,900m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 当該農地は、河川災害復旧工事の資機材置場として適地である認められ、一時転用終了後には農地に復旧されるため、一時転用を認めても良いと考えます。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、仁賀町〇〇、〇〇の 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,279 m²です。 河川災害復旧工事に関する資材置場及び現場事務所の用途で利用することに伴い、賃借権を設定し、令和 6 年 3 月 31 日まで一時転用するものです。一時転用終了後は農地に復旧します。 当該農地は河川災害復旧工事の工期の関係上、既に資材置場等の用地として整備工事をされていたため、譲受人から始末書の提出を受けており、譲受人は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されています。 当該農地は、農振農用地ですが、工事期間中に一時的に資材置場及び現場事務所の用途で使用するものであり、河川災害復旧工事の資材置場及び現場事務所として適地であると認められ、一時転用終了後には農地に復旧されることから農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する農振農用地の不許可の例外に該当します。 また、本総会で許可をいただいた場合には、農振農用地であるため、令和 5 年 12 月 18 日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。なお、一時転用の場合、農振除外の手続きは不要となっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、湯坂集会所から南西へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、既に資材置場等の用地として整地工事が行われていました。 当該農地は、河川災害復旧工事の資材置場及び現場事務所として適地であると認められ、一時転用終了後には農地に復旧されるため、一時転用を認めても良いと考えます。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、新庄町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 1,685 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は、荘野小学校から北東へ約 1,400m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3、議案第 6 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 8～10 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 20,751.03 m ² 、 対象人員は、貸し手が 3 人、借り手が 3 人です。 内容につきましては、参考資料 8～10 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和 5 年 12 月 1 日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第 4、報告第 1 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 11～17 ページをご覧ください。 令和 5 年 10 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 10 件、筆数は田 55 筆、畑 27 筆の計 82 筆、面積は計 30,600.91 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 11～17 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 5、報告第 1 7 号「農地法第 4 条の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 18 ページをご覧ください。 令和 5 年 10 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 1 件、田 2 筆の面積計 141 m²の農地に農業用倉庫 37.6 m²を 1 棟建設する旨の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 18 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 5 年第 11 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顚末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進